

下水道財政の在り方に関する研究会 報告(令和2年11月)

1

使用料水準について

総務省では平成17年に、使用料単価で汚水処理原価を回収できない事業にあっては、まずは使用料単価を150円/㎡に引き上げることを示したところであり、下水道事業における使用料回収対象経費に対する地方財政措置について、最低限行うべき経営努力として3,000円/20㎡・月を前提としている。

- この「3,000円」の使用料水準については、平成17年度研究会の報告においても、
- ・水道料金など他の公共料金と比較しても妥当な水準であること
 - ・当時、最も使用料による汚水処理経費の回収率が高く、汚水私費の原則に最も合致しうる大都市の状況を見ても月平均3,000円の水準による使用料設定でほぼ汚水処理経費を回収できること

等から、一つのベンチマークとしての意味合いを持つとされたところである。

結果

使用料水準の推移
平成17年度 2,649円 ⇒ 平成30年度 2,787円
(138円 約5%)

- ① 処理区域内人口密度の高い下水道事業は使用料水準2,000円台で経費回収率100%を超える水準である。
- ② 処理区域内人口密度が低い下水道事業は使用料水準3,000円を超え、経費回収率が100%を下回る厳しい経営状況

2

経費回収率100%未満の事業体について

使用料水準3,000円未満で、経費回収率100%未満の事業体・・・39%

⇒引き続き使用料水準を3,000円まで引き上げることが求められる。

使用料水準3,000円以上であっても、経費回収率が100%未満の事業体・・・45%

⇒3,000円という水準での徴収に留まらず、可能な限り、地方公営企業の独立採算制の原則の則した経営が求められる。

※郡山市の特定環境保全公共下水道・農業集落排水はこちらに該当

※流域関連公共下水道は、経費回収率100%

今後の方向性

「3,000円/20㎡・月」という水準は、雨水公費・汚水私費の原則、経費回収率や住民負担の状況、下水道経営の持続可能性の確保等を総合的に勘案しつつ、検討が必要と考えられる。見直しに当たっては、単に水道料金を参考とせず、下水道事業の持続可能性の確保等、より適切な考え方に基づいた検討が必要。また、使用料水準は地方財政措置の前提条件となってることから、繰出基準も含めた下水道事業に対する地方財政措置のあり方とも一体的に検討する視点も必要である。

資産維持費について

「下水道使用料算定の基本的考え方」の平成29年3月改定時に、使用料対象経費に資産維持費を位置づけること等の見直しが行われており、合わせて国土交通省・総務省からそれぞれ事務連絡において、資産維持費を使用料対象経費に位置付けることを通知している。

一方で、経費回収率100%を達成していない事業では、資産維持費の「計上予定なし」と回答した割合が、経費回収率100%以上の事業と比較して高いことが、総務省が実施したアンケート結果より明らかとなっている。このような事業では、現行の使用料でも汚水処理に必要な経費を収入で賄っておらず、資産維持費を徴収しにくいといった事情が一因として考えられるところである。また、累積赤字を計上している団体においては、当該赤字額の計画的な解消についても検討する必要がある。

今後の方向性

下水道の新設事業がピーク越え、今後は更新事業が増大する見込みであり、資産維持費について団体において検討を進めていく時期にきている。

導入のタイミングについても、経費回収率の状況や累積赤字の有無等、各団体がそれぞれの事情に合わせて検討が必要である。

※郡山市は資産維持費を計上していない